

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

5月21日発行

Vol.451

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



5/15

金

浪江町HP

「つながろう なみえ」から

日本初の機体が “なみえの空”を飛びました

5月15日、浪江町内で無人航空機（通称：ドローン）の飛行試験が行われました。

今回のドローンは、“プロペラ”で飛行するタイプのドローンとは異なり、全長3メートルの羽を持った「有翼型」のドローンです。



10ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	5
双葉町	11

●交流ルームひばり通信

・幸藏さんからお米を頂戴しました	17
・5月・6月の「ひばり」	18



／おうちで過ごそう／

STAY HOME



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

マイナンバー通知カードに関する手続きができなくなります

5月18日HP更新

法律の改正により令和2年5月25日をもってマイナンバー（個人番号）の通知カードが廃止になります。

これに伴い、通知カードに関する次の手続きができなくなります。

- 記載事項（住所・氏名など）の変更手続き
- 通知カードの交付および再交付手続き

なお、現在通知カードをお持ちの方は、記載されている内容に変更がない限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

注意 住所の異動や婚姻などで氏名に変更があり、通知カードの内容と現在の情報に違いがある方は、廃止前までに変更手続きをお願いします。

廃止後のマイナンバー確認方法

マイナンバーが分からなくなってしまった場合は次の方法で確認ができます。

- マイナンバーカードの取得
- 住民票（マイナンバーの記載されたもの）の発行

マイナンバーカード申請の手続き

申請手続きについてはこちらを参照ください。

▶ 「個人番号カード」発行を希望する方は申請してください

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/kotsu_doro_johotsushin/johotsushin/1/4886.html



問い合わせ

市民生活部 市民課 戸籍・住民記録係

TEL 0244-24-5235

子育て世帯への臨時特別給付金

5月21日HP更新

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します。

対象者

次のすべてに該当する方

- 基準日の3月31日現在、本市に住民登録している
- 4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している
- 平成30年分の所得が児童手当所得制限額に満たない

対象児童

児童手当の4月分の支給対象となる児童

注意 3月分の児童手当の対象児童であれば、4月から新高校一年生となる場合なども対象となります。

給付額

一人につき1万円

申請方法

対象の方には市から案内を送付します。
支給を受けるにあたって申請は不要です。
給付を希望しない方は、申出書の提出が必要です。

支給時期

6月の児童手当定時払いと併せて支給

支給方法

4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 子育て支援係

TEL 0244-24-5215

ひとり親家庭応援支援給付金

5月20日HP更新

新型コロナウイルス感染症の経済対策の一環として、影響を受けている子育て家庭の生活を支援するため、市独自の給付金を支給します。

対象者

次のいずれかに該当する方

- 令和2年4月分の児童扶養手当を受給した方
- 令和2年4月中に児童扶養手当の受給認定となった方

給付額

児童一人につき 第一子4万円、第二子1万円、第三子以降6千円

※ 児童扶養手当の月額支給区分相当に応じて3カ月分を支給

申請方法

申請は不要です。対象者には市から案内を発送します。
給付を希望しないときは、申出書を提出してください。

支給時期

5月29日（金）

支給方法

児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 子育て支援係

TEL 0244-24-5215



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

（平日のみ 午前9時～午後5時）

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [5/16～]

1. オープニング [1分]
2. 南相馬市長臨時記者会見5月15日 [10分]
3. さあ！みんなで手を洗おう [4分]
4. 第20回南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 [28分]
5. STOP COVID-19 ～簡単にできるマスクの作り方～ [3分]
6. 特別定額給付金 給付申請のご案内 [4分]
7. STOP COVID-19 ～布マスクの洗い方～ [5分]
8. お家でできる軽体操 ～腰痛予防編～ [4分]
9. リクエストアワー [1分]





浪江町からのお知らせ

【町長メッセージ】これからの町づくり（後編）

5月20日HP更新

令和2年度、震災から10年目の節目を迎え、吉田町長に「これからの町づくり」について聞きました。その後編を掲載します。

水素製造施設（FH2R）が完成しましたが、どんな期待をしていますか？



この施設では、太陽光を利用して水素を製造しています。これまでも町では浪江町復興計画【二次】に基づき再生可能エネルギーを活かした町づくりに取り組んでまいりましたが、今後は、浪江産水素もまちづくりに活かしていきたいと考えています。

今年は、延期になってしまいましたが、東京五輪では日本の技術力を世界に示すために聖火台や聖火リレー、選手村などの燃料として、浪江産水素の使用が決まっています。

水素は、環境に優しい未来のエネルギーです。地球温暖化が世界的に問題になる中、国内外で水素の利用が広がっていますので、町が先駆けとなって、水素を道の駅や産業団地などの燃料として活用することにより、浜通り全体の復興に貢献していきたいと考えています。

また、町の経済の面でいうと、FH2Rには世界中の人々が訪れますので活性化が見込まれますし、町内で水素産業が振興すれば、関連企業の進出によって雇用創出や人口の増加など、町の発展につながると期待しています。

現在の農業や漁業の復興状況は、どうなっていますか？

漁業施設の完成によって、請戸の水産品を市場へ流通させることができるようになりました。

やはり、港が活気づくと町が元気になりますし、新鮮な請戸の魚を、また皆さんに食べていただけるのが本当に嬉しいです。今年度は漁具倉庫の建設も予定されていますし、これまで試験操業を重ねてきた関係者の方々のご苦勞に應えるために、もっともっと漁業を盛り上げていきたいと思っています。



また、お伝えした「持続可能なまちづくり」のためには、農業の再興も重要です。すでに帰還した農家の方々は、花卉やエゴマ、玉ねぎ等の栽培に力強く取り組まれています。水稲においても、皆さんの努力によって作付け面積が広がり、今年は去年の3倍となる80haの作付けを予定しています。令和3年秋の利用を目指しカントリーエレベーター（乾燥調整貯蔵施設）の建設が始まりますし、水稲の育苗施設など、営農再開や新規就農をこれからも全力で支援していきます。

次ページへ続きます

町の様子はどうでしょう？

町の顔である駅前や新町通りなどの中心市街地を再開発し、賑わいを取り戻したいと考えています。核となる施設や駅の利便性向上など、町からの要望が、ようやく国に認められましたので、これから具体的な整備計画を策定していきます。これには商工会をはじめ地元の方の協力が必要です。是非、お力添えをお願いしたいと思います。

また、多くの方が待っておられる医療関係では、できるだけ早く医師を確保したいと、あらゆる手を尽くしていますが、全国で医師不足が深刻化しており難航しています。介護施設に関しては、国と調整している段階ですので、すでにサービスを開始した民間と連携し整備を進めていきます。

町民の皆さんへメッセージをお願いします

ふるさとの再生には、まだ長い時間を要します。仕事の都合などで、簡単に町に戻ることができない方も多くいらっしゃると思いますが、浪江は皆さんのふるさとです。いつか状況が変わり浪江に戻れるときまで「どこにいても浪江町民」という望郷の想いを諦めないでください。

皆さんが帰りたいと思える町を、全身全霊をかけて一生懸命つくってまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。



問い合わせ

総務課 秘書係

TEL 0240-34-0239

特別定額給付金（10万円）の申請書を発送しました

5月15日HP更新

特別定額給付金の申請書を発送しました。

今回の給付金の申請書は、令和2年4月27日時点で浪江町の住民基本台帳に登録されている方を対象に、原発避難者特例法に基づき皆さんから届出のあった避難住民届をもとに、避難住所地ごとの代表者に送付しました。

申請書が届きましたら、記入例を参考に必要事項を記入のうえ、本人確認書類（運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードなどいずれかのコピー）と振込口座確認書類（銀行口座の通帳かキャッシュカードなどのいずれかのコピー）を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

給付金の振り込みまでは、申請書を受理してから2週間程度かかりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次ページへ続きます 

お送りしたもの

- 1 特別定額給付金申請書送付文
- 2 特別定額給付金の概要
- 3 特別定額給付金申請書
- 4 特別定額給付金申請書【記入例】
- 5 返信用封筒

※ 申請書を返送する前に、記載内容や添付書類などを再度確認してください。

【確認事項】

- ☐ 申請日は、記入されているか。
- ☐ 申請者の「押印」はあるか。
- ☐ 本人確認書類は、付いているか。
(免許証、マイナンバーカード、健康保険証などいずれかのコピー)
- ☐ 申請者名義の振込口座確認書類は、付いているか。
(申請者の氏名、口座番号などが確認できる預金通帳、キャッシュカードのいずれかのコピー)

特別定額給付金に関する詳しい問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

フリーダイヤル  **0120-260-020**

(受付時間 午前9時～午後8時)

電子申請について

電子申請は、政府が運営するWebサービスである「マイナポータル」において行います。以下の手順で手続きをお進めください。

- 1 マイナポータルへアクセス
- 2 市町村、特別定額給付金の申請を選択
- 3 必須事項を入力
- 4 振込先口座の確認書類をアップロード
- 5 電子署名
- 6 申請手続完了

※ オンライン申請の場合は、申請書不要です。

▶ 申請サイトはこちらです。

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/online.html>



問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0240-34-0235

【子育て世帯の皆さまへ】子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

5月19日HP更新

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。

▶ 子育て世帯への臨時特別給付金について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12261.pdf>



支給対象者

支給対象児童に係る令和2年4月分（児童の年齢到達または死亡により3月分の支給を受けた方を含む）の児童手当の受給者

注意 特例給付として児童一人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は対象外

対象児童

令和2年4月分の児童手当が支給される児童（年齢到達または死亡により3月分の児童手当が支給される児童を含む）

注意 令和2年3月31日までに生まれた児童が対象

支給額

対象児童一人につき1万円

支給方法

児童手当の指定口座へ振り込みます。

手続き

申請は不要です。

受け取りを希望しない場合は、6月1日（月）までに申し出てください。

支給開始時期

6月中に振り込み予定です。

問い合わせ

教育委員会事務局 子育て支援係

TEL 0240-34-0252

【本宮市復興公営住宅】柵形団地の入居者募集（6月1日まで）

5月18日HP更新

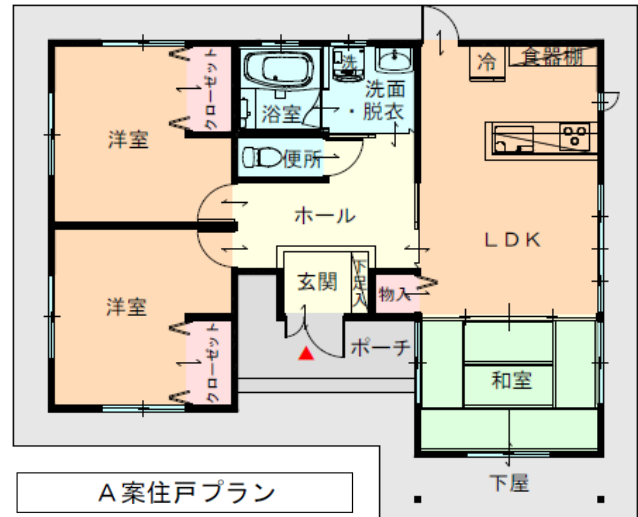
本宮市では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる61戸の復興公営住宅を市内3カ所に整備しました。

今回、柵形第二市営住宅で1戸が空室となりましたので、入居者を募集します。

募集する住宅

住宅の名称	所在地
柵形第二市営住宅	本宮市仁井田字柵形

構造など	間取り	募集戸数	ペット
木造平屋建て	3LDK	1戸	不可



申し込み期限

6月1日（月）必着

申し込み方法

窓口または郵送による提出

▶ 本宮市復興公営住宅入居者募集要領

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12277.pdf>

▶ 復興公営住宅入居候補者選考申込書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12279.pdf>

▶ 本宮市復興公営住宅位置図

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12052.pdf>


【提出・問い合わせ先】

本宮市役所白沢総合支所 地域振興課 地域振興係
〒969-1203 本宮市白岩字堤崎494番地22

TEL 0243-44-2113

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※土・日、祝日を除く

問い合わせ

生活支援課 避難生活支援係

TEL 0243-62-0305

日本初の機体が“なみえの空”を飛びました

5月15日、浪江町内で無人航空機（通称：ドローン）の飛行試験が行われました。

今回のドローンは、メディアなどでもよく取り上げられる“プロペラ”で飛行するタイプのドローンとは異なり、全長3メートルの羽を持った「有翼型」のドローンです。

雨天時や夜間の飛行も可能で、最長飛行時間は20時間以上、飛行距離は100キロメートル以上という高度な性能を兼ね備えています。

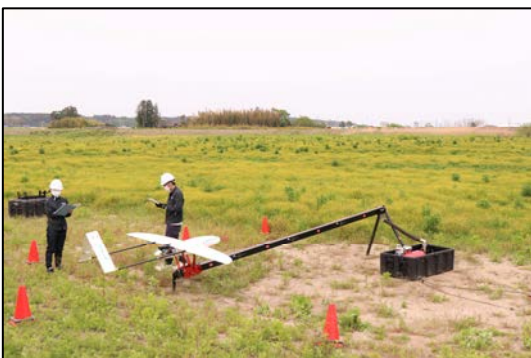
そして、このドローンの飛行試験は、なんと日本初！

燃料エンジンを用いたドローンであるため、飛び前はまるで草刈り機のようなエンジン音でしたが、飛び立つとみるみる上昇し、鳥のように滑らかに空を飛んでいました。

今はまだ試験の段階ですが、今後は、発電所周辺や海上での測量・観測、赤外線カメラを活用した温度探知、さらには災害支援など、様々な分野での活躍が期待されます。

浪江町では、福島イノベーション・コースト構想に基づき整備された「福島ロボットテストフィールド」において、最先端技術を用いた試験が日々行われています。

(情報統計係 及川)





双葉町からのお知らせ

【5月13日発送】 特別定額給付金についてのお知らせ

5月15日HP更新

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として特別定額給付金が給付されることになりました。

双葉町では、5月13日に申請書を発送しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、郵便物等のお届けに一部遅れが見られ、お手元に届くまで、数日を要する場合がありますので、ご了承ください。

対象者

令和2年4月27日時点で双葉町の住民基本台帳に登録されている人

給付額

対象者1人につき10万円

申請者および受給者

避難先ごとの代表者

(避難先ごとに申請書を送付するため、世帯主とは限りません。)

▶ 配偶者からの暴力等で避難されている方へ

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12262/ad\[1\].pdf](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12262/ad[1].pdf)



申請書類

(1) 申請書

(2) 本人確認ができる書類の写し……運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど

(3) 口座番号が確認できる金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し

……金融機関名、支店名、口座番号などが記載されているページ

申請方法

郵送または、オンラインによる申請

受付期限

8月17日

給付時期

5月下旬から随時、指定の口座に振り込みます。

次ページへ続きます

代理申請・代理受給などについて

【代理申請・代理受給ができる方】

- (1) 令和2年4月27日時点で申請・受給者と世帯が同一の者
- (2) 法定代理人…成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人など
- (3) 平素から申請・受給者の身の回りの世話をしている者などで町が特に認める者

【追加で必要な書類】

- (1) 委任状（申請書の委任欄への記載含む）
- (2) 代理人の本人確認書類の写し…運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など
- (3) 法定代理人の場合は、申請・受給者との関係性が確認できる書類
…登記簿謄本、その他資格を証明する書類などの写し

注意 代理申請・代理受給を行う場合の本人確認書類は、本来の申請・受給者のものと代理人本人のもの（2人分）の添付が必要です。

注意点

- 申請書や添付書類に不備があった場合は、郵送にて連絡の上、改めて申請することもあるため、十分に確認して提出してください。
- 申請は、新型コロナウイルス感染防止の観点より、原則郵送となりますので、窓口への直接の提出はご遠慮ください。

オンライン申請について

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでの申請ができます。

オンラインでの申請は、5月1日から申請ができる状態となっていますが、双葉町では郵送での申請と同じく5月18日から受け付けを開始する予定としています。

オンライン申請の詳細については、インターネットから「マイナポータル」と検索してください。

また、下記サイトから申請が可能です。

▶ 総務省「特別定額給付金」サイト

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/online.html>



問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

令和3年度 双葉町職員採用候補者試験 受験案内

5月20日HP更新

受付期間	5月18日(月)～6月12日(金)
第1次試験日	7月12日(日) 午前9時～午後4時予定

- 受け付けは、月曜日から金曜日の業務時間内（午前8時30分～午後5時15分）
 - 郵送による申込書提出の場合は、6月10日(水)までの消印有効
 - 申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課（2階事務室）にて交付します（全職種）。また、申込書の郵送も可能です。郵送での請求方法は、「受験手続」を参照してください。
- ※ 申込書の提出先は、双葉町いわき事務所総務課です。郡山支所および埼玉支所では受け付けできませんのでご注意ください。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

試験職種と採用予定人員

職種	行政職	土木職
採用予定人員	若干名	若干名

受験資格（学歴は問いません）

行政職 (大学卒程度試験)	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
土木職 (大学卒・短大卒・高専卒程度試験)	昭和54年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

1. 日本国籍を有しない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

次ページへ続きます 

試験の方法および内容

(1) 第1次試験

試験	職種	出題分野
教養試験 (筆記)	行政職 土木職	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
専門試験 (筆記)	行政職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、 財政学、社会政策、国際関係
	土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市 計画を含む)、材料・施工
一般性格診断 検査(筆記)	全職種	公務員に求められる資質(指導性・情緒安定性・慎重性・積極性・ 意志力・規範性)に関する性格検査
職場適応性検 査(筆記)	全職種	職場に求められる対人関係(自我強度・積極性・柔軟性・共感性) に関する適応性の検査

(2) 第2次試験(全試験職種共通)

職種	試験内容	
行政職 土木職	(ア) 論文試験 (イ) 口述試験 (ウ) 身体検査	論理性、表現力をみる 個別面接による人物評価 医師発行の身体検査書を提出

試験の期日および場所

区分	期日	場所	合格発表
第1次試験	7月12日(日) 午前9時から午後4時予定	富岡町文化交流センター学びの森 (富岡町)	9月中旬
第2次試験	日時・場所など詳細は、第1次試験合格者に通知します		第2次試験日から 30日以内の日

合格者の採用

1. 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和3年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。(この採用候補者名簿の有効活用は原則として、1年間です)
2. 令和3年4月1日付けで採用された場合は、最低でも令和3年9月30日までの期間は条件附職員として、役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、令和3年10月1日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に役場職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。

(注) 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

次ページへ続きます 

受験手続

1. 申込用紙の請求

申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：240ミリ×332ミリ）を必ず同封し、双葉町いわき事務所総務課へ郵送してください。

※ 郡山支所および埼玉支所での用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

2. 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町いわき事務所総務課へ提出してください。また、郵送により申込用紙を提出する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、添付書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【添付書類】

- 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号：120ミリ×235ミリ）
- 履歴書（市販のものでも可能） ○誓約書

3. その他

- (1) 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って、受験当日必ず持参してください。（受験票がない場合または受験票に写真が貼っていない場合は受験できません）
- (2) 受験の際は「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。
- (3) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れは可能です。
※富岡町文化交流センター学びの森（双葉郡富岡町大字本岡王塚622-1）
常磐自動車道 常磐富岡ICから車で約10分です。

試験結果の開示

試験の結果については、双葉町個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類（運転免許証、学生証、旅券など）を持参の上、受験者本人が直接、双葉町いわき事務所総務課へおいでください

区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1カ月間
第2次試験	第2次試験受験者		

問い合わせ

総務課

TEL 0246-84-5201

令和元年度「双葉町住民意向調査」調査結果の公表について

5月19日HP更新

令和元年9月25日から10月8日にかけて実施した双葉町・福島県および復興庁との共同による住民意向調査について、令和元年12月27日に速報版を掲載させていただきましたが、このたび詳細な調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

調査概要

- 調査対象：世帯の代表者（3,057世帯）
- 実施期間：令和元年9月25日～10月8日（14日間）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 回答者数：1,402世帯（回収率45.9%）



▶ 住民意向調査 調査結果報告書

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12299/00.pdf>

※ この調査で得られた回答結果は、詳細に分析したうえで、今後、町の復興に関する計画策定に必要な基礎資料として活用させていただきます。

問い合わせ

復興推進課

TEL 0246-84-5203

双葉町民の避難状況（令和2年4月30日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	14	福井県	2	広島県	3
青森県	17	山梨県	14	山口県	1
岩手県	11	長野県	16	徳島県	-
宮城県	244	岐阜県	6	香川県	-
秋田県	12	静岡県	22	愛媛県	5
山形県	24	愛知県	8	高知県	-
茨城県	463	三重県	1	福岡県	7
栃木県	155	滋賀県	1	佐賀県	4
群馬県	37	京都府	11	長崎県	5
埼玉県	791	大阪府	7	熊本県	2
千葉県	176	兵庫県	3	大分県	5
東京都	355	奈良県	1	宮崎県	1
神奈川県	169	和歌山県	-	鹿児島県	14
新潟県	139	鳥取県	-	沖縄県	4
富山県	11	島根県	18	国外	6
石川県	11	岡山県	3	合計	2,799

（前月 2,799）

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	235	鏡石町	10	三春町	23
会津若松市	47	天栄村	5	小野町	1
郡山市	661	下郷町	2	広野町	40
いわき市	2,184	只見町	2	楡葉町	7
白河市	182	南会津町	1	富岡町	5
須賀川市	66	猪苗代町	1	川内村	4
喜多方市	6	会津坂下町	12	大熊町	1
相馬市	57	会津美里町	4	浪江町	1
二本松市	18	西郷村	30	葛尾村	2
田村市	14	泉崎村	7	新地町	9
南相馬市	264	中島村	2	合計	4,027
伊達市	15	矢吹町	26	（前月 4,031）	
本宮市	42	棚倉町	13	避難者総数	
桑折町	5	塙町	8		
川俣町	2	石川町	1		
大玉村	9	平田村	3		
				6,826	
				（前月 6,830）	

いっぱい
食べてね！

幸藏さんから お米を頂戴しました

5月20日、渡邊幸藏さん(下田)からたくさんのお米をいただきました。

いつも避難者のことを気にかけてくださり、大変ありがたく感謝申し上げます。

今年もこどもの日プレゼントとしてお子さんのいる世帯に配布する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、見合わせていました。

このたび、その分に加えて、全世帯に一人につき1袋(5kg)ずつお米をいただきましたので、下記のとおり配布します。



配布期間 **5月27日(水)～6月7日(日)**

配布場所 交流ルーム「ひばり」
※交流ルーム「ひばり」の開設時間は、裏表紙カレンダーで確認ください。

対象 家族1人につき 1袋(5kg)
※さらに、高校3年生以下のお子さんに1袋追加します。

※申し訳ございませんが、お届けはできません。

※期間内に受け取れない場合は、交流ルーム「ひばり」までご相談ください。

※ご連絡がないまま期限を過ぎてしまったお米は、適切な方法で有効に使わせていただきますので、ご了承ください。

★★★★ お願い ★★★★★

お越しの際は、
マスク着用をお忘れなく！

また、お子さんは
お連れにならないでください。

今週号と一緒に
お配りした引換券を
必ずご持参ください。



問い合わせ 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

5月・6月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
交流ルームひばりは、 5月27日から再開します。				5/21	22	23
				ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み
24	25	26	27	28	29	30
ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み
31	6/1	2	3	4	5	6
午前10時 ～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市役所 福祉課

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2020.5.21現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	3	4
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合 計	28	70

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511